

## 1. 危機管理・コンプライアンスの定義

### (1) ホクレン協同サービスの危機管理・コンプライアンス

当社役員・社員が、事業活動を行うにあたって、法令等や行動規則を遵守し、社会人・企業人として、当社の企業理念と社会規範に則した行動を自律的に行うことを言います。

### (2) ホクレン協同サービス 役員・社員行動規範

役員・社員一人一人が、自らの行動を見直し、法令や社内ルール等に照らし合わせ、その行動に不正や問題があれば、主体的にそれを改め正していく風土を個人・各職場の中に醸成・定着させ、誠実かつ適正に行動するための基本方針です。

### (3) 行動規則

当社が法令等に準じて定めた管理規則のことを言います。

具体的には、定款、規程、規則、細則および要領、手続き等を指します。

### (4) 危機管理・コンプライアンス業務

#### ア 行動規範、行動規則の管理

行動規範は法令および社内諸規程の遵守と、当社の企業理念・社会規範に沿った業務の執行を定めた規則です。

行動規範をより意義・効果あるものにするため、適宜その内容を改善します。

また、法令等の改正に応じて、定款・規程等のもとより、行動規則を常に整備します。

#### イ 教育・周知徹底

危機管理・コンプライアンス導入時の教育・説明を、本社、事業所ごとに開催し、積極的な啓発・普及を行います。

また、計画的に実施される階層別研修の中でも、危機管理・コンプライアンスを取り入れた研修を実施していきます。

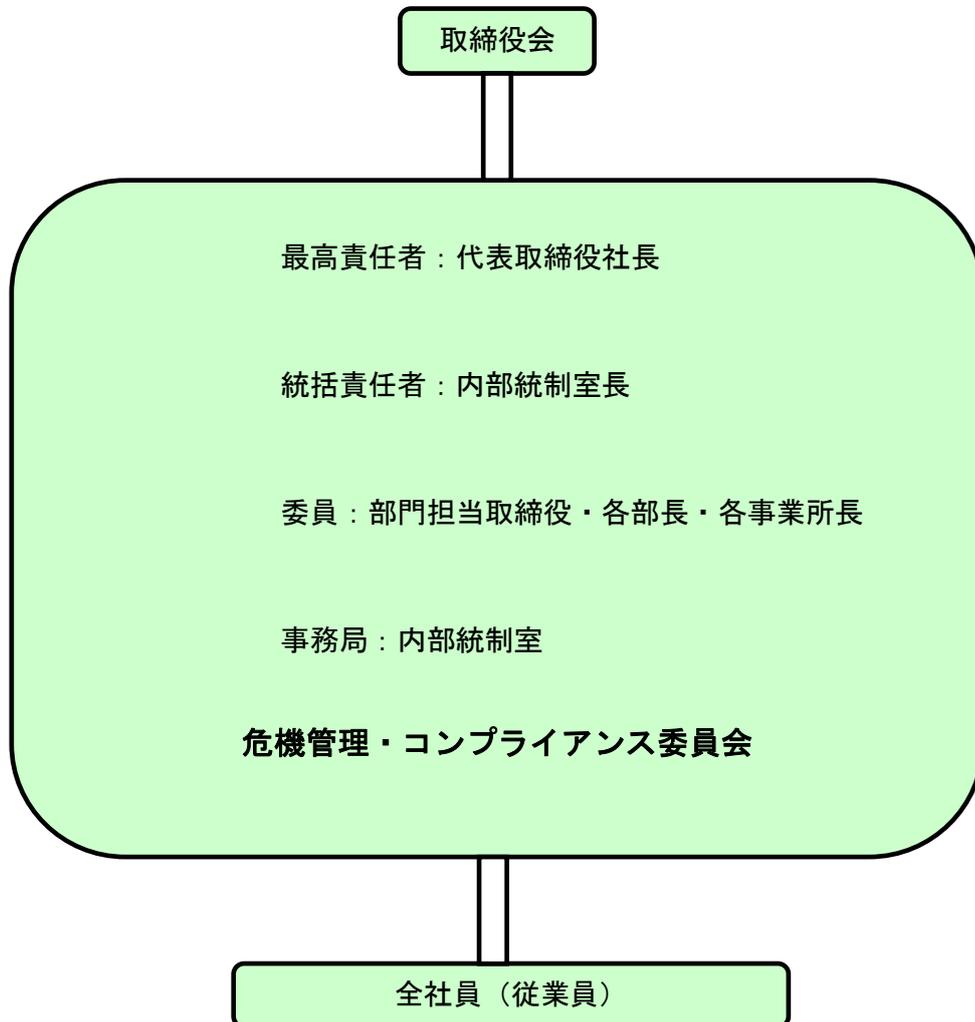
#### ウ 相談対応

部署・個人が抱える、法令や社会規範と業務との適合性判断等に関わる相談に対して、危機管理・コンプライアンス委員・運営推進担当（内部統制室）が機動的に対応します。

#### エ 危機管理

危機管理・コンプライアンス上問題がある事実が発生した場合、危機管理マニュアルに基づき、速やかに問題の調査、対策を行い、被害を最小限に食い止めるとともに、総合的な点検・分析を行い、再発防止策を構築します。

## 2. 危機管理・コンプライアンスの推進体制



### (1) 体制・任務

- ◎ 最高責任者 代表取締役社長  
危機管理・コンプライアンスに関する最高権限・責任を有します。
- ◎ 統括責任者 内部統制室長  
危機管理・コンプライアンス委員会の運営並びに推進の統括管理を行う。

### (2) 委員会の目的と協議

- ア 危機管理・コンプライアンスに関する方針・対策の協議・決定、意識向上と推進強化を目的とします。
- イ 危機管理・コンプライアンス委員会における協議・決定事項の実務的な検討と部門間の円滑な意志の疎通・情報共有化を図ることを目的とします。

### (3) 委員会の役割

- ア 内部統制システムの整備・運用・推進
- イ コンプライアンス・行動規範に関する取り組み
- ウ 危機管理に関する取り組み
- エ 内・外部監査に係る取り組み
- オ グループ内部統制に係る取り組み

### (4) 委員会の開催

基本、年2回開催する。  
また、必要に応じて随時、代表取締役社長が招集する。

### (5) 運営推進

運営推進については、内部統制室があたります。

### 3. ホクレン協同サービス 役員・社員行動規範

**私たち、ホクレン協同サービスの役員・社員は、以下に基づき行動します。**

この行動規範（規則）は、当社が社会に健全な企業として公正・適切な企業活動を通じて貢献するという観点に立ち、ホクレン協同サービスで働く役員・社員一人一人が、企業の社会的責任を深く認識し、企業活動のそれぞれの局面において遵守すべき事項を列記しました。

社員が、この行動規範に反した行為を行った場合は、就業規則の懲戒理由に照らし、該当と判断されたときは、懲戒の対象となります。

自己に課せられた責任を明確に理解し、行動規範を遵守することが私たちの責務です。

#### (1) 法令等の遵守

**私たちは、全ての業務において、法令等を遵守するとともに、当社が定めた諸規程に則り、事業活動を行います。**

##### ア 事業推進と法令等の遵守

私たちは、担当する業務に適用されている社内諸規程と法令等の十分な理解に努め、必要な許認可等を取得し、事業活動を通じて負っている当社の社会的使命と責任を強く自覚します。

##### イ 相談窓口

法令等に違反していると思われる事態に遭遇した場合には、以下のような当社内の相談窓口で迷うことなく申し出て下さい。

相談者に不利益がもたらされないよう十分な配慮を行い、公正かつ適切に対処します。

① 危機管理・コンプライアンス委員、各部長・各事業所長に相談

当社におけるコンプライアンス実践のため、本社・事業所に相談窓口として、担当者を定めています。

② 運営推進担当（内部統制室）に相談

担当上司・先輩に相談できない、あるいは相談しにくい場合や、人事・労務・経理・税務・法律・その他全般についても、運営推進担当である内部統制室に相談して下さい。

#### (2) 社会規範に沿った事業活動

**私たちは、地域・社会との連携や協調を図り、社会規範に沿った事業活動を行います。**

私たちは、自らが地域社会の一員であることを認識し、密接な連携と協調を図り、地域社会の発展に寄与します。

建設活動を通じて「安全で機能的な環境」を提供することで、周辺の環境や資源の保護に努めます。

また、事業の実践を通じて、北海道農業に貢献するとともに、お客様・社会から信用と技術により評価・信頼され、社会に貢献できる技術集団をめざし、鋭意努力します。

### (3) 公正な取引

**私たちは、取引先に対して不正競争のない、公正かつ適切な取引を行います。**

私たちは、ホクレンを始め多くの企業と取引を行っています。

そうした交渉の様々な場面で、交渉相手に対する契約条件、取引条件の一方的な強制（押し付け）、示威などを行いません。

独占禁止法は、公正で自由な競争を維持促進し、消費者利益を守り、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的にしています。

**独占禁止法**      ① 私的独占の禁止      ② 不正な取引制限（カルテル）の禁止  
                         ③ 不公正な取引方法の禁止

### (4) 基本的人権の尊重

**私たちは、全ての人々の基本的人権を尊重し、性別・学歴・宗教などを理由として、いかなる差別や嫌がらせを行いません。**

基本的人権は、憲法により全ての国民に保障された自然的権利で、この権利は憲法で「侵すことのできない永久の権利」と定義されており、私たちはこの基本的人権を尊重し、理由の如何を問わず一切の差別や嫌がらせをおこないません。

### (5) 顧客満足の実現

**私たちは、顧客満足の実現のため、常に安全・安心・満足かつ信頼の技術提供に努めます。**

請負業務において、常に自己能力を高め、信頼される高度な知識と技術の提供に努めます。

また、常に市場の声に耳を傾け、お客様ニーズや情報を的確・迅速に取り込むなど、受注工事に向けて積極的に行動し、顧客満足の実現に努めます。

### (6) 環境の保全

**私たちは、農業にとって最も重要な基盤である環境の保全に向けて、廃棄物の削減やリサイクル・省エネルギーなどに取り組みます。**

私たちは、事業活動を通じて環境への負荷の低減を図るため、省エネルギー・省資源・廃棄物の削減・リサイクル推進等に積極的に取り組みます。

## (7) 健全で誠実な対応

**私たちは、社会常識を超える贈答・接待等の授受を行いません。  
また、社会から疑惑や不信を招くことのないよう、透明度の高い、健全な関係を維持します。**

取引先、関係先等に対しての接待、贈答の授受にあたっては、社会常識の範囲内で行います。  
また、誰に対してであれ、誤解を与えるような言動や不誠実な対応を慎み、公正で透明な関係を維持します。

## (8) 反社会的勢力の拒絶

**私たちは、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力または団体と関わりを持たず、またその脅威には屈しません。**

こうした反社会的勢力または団体に対して、どのような名目であっても、経済的利益、便宜、特典、恩恵などの供与は行いません。

## (9) 重要情報の管理

**私たちは、業務上知り得た情報を厳正に管理し、第三者への漏洩や不正使用を行いません。**

業務上知り得た他社の企業秘密及び、個人・社内の重要情報を厳正に管理し、情報が第三者に漏洩することがないようにします。  
また、退職後も在職中に知り得た重要情報を、会社の許可なく開示、使用しません。

## (10) 会社資産の適切な取扱

**私たちは、会社の資産を大切に取扱い、業務以外の個人的な目的のために使用しません。**

会社の資産は有形・無形を問わず必要な記録を行い、適切に使用・管理をします。  
また、公私のけじめを守り、個人的な目的のために使用しません。

## (11) 安全で快適な職場環境

**私たちは、安全で働きがいのある快適な職場環境作りに努めます。**

安全で健康的な職場環境の確保に努め、健全な職場環境の維持に関わる社内規則を遵守し、風通しの良い職場を作ります。

自分の健康は自分で守り、心身の健康管理に十分留意します。

また、一人一人が自己啓発に努め、資質の向上とより高い技術・能力の修得により、働きがいのある快適な職場を作ります。